

東京都都市安全確保拠点整備事業について

東京都都市整備局
市街地整備部企画課

事業概要

溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設の枠組みを創設し、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備に取り組む区に対し、支援を行う事業

補助対象事業費

■ 都市安全確保拠点整備計画（以下「計画」）の策定

- ① 計画作成等費用
- ② コーディネート費用

■ 計画に位置付けられた特定公益的施設の整備に要する費用（購入費含む）

- ① 災害対応施設の整備費用
- ② 特定避難支援施設の整備費用
- ③ その他掛かり増し費用

■ 計画に位置付けられた公共施設の整備に要する費用

■ 計画に位置付けられた特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化に要する費用

■ 計画に位置付けられた特定公益的施設（特定公益的施設のみの建築物）及び公共施設の用地取得に要する費用

補助要件等

■ 地区要件

次に掲げる事項に該当することが見込まれること

- ・ DID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上
- ・ 一団地の都市安全確保拠点施設が都市計画に定められること

■ 交付対象事業者

- ・ 荒川又は江戸川又々に接する7区
(墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区及び江戸川区)

■ 補助率

国	都	区
1/2	1/4	1/4

(注) ただし、都予算の範囲内の額とする。

対象施設

① 特定公益的施設

- ・ 災害対応施設（備蓄倉庫等） ■
災害時の用にのみ供する施設（平常時：利用なし）
- ・ 特定避難支援施設 ■
(医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、連絡デッキ等)
災害時に専ら安全確保の用に供する公益的施設
(平常時：公益的利用)
- ・ その他安全確保施設 ■
災害時に専ら安全確保の用に供する施設の掛かり増し

② 公共施設

③ 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化

